

労働安全衛生に関する優良企業公表制度

資料2-(1)-②-ア

○認定マーク



～労働安全衛生対策を頑張っている企業を応援～

○制度の概要

労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により、広く企業名を公表する制度

認定企業数：33社認定（平成29年6月15日時点）

（平成29年7月から長時間労働が常態化している企業を認定しないことを加えた新たな認定基準により認定）

○認定企業におけるメリット

- ・健康・安全・働きやすい優良企業であることのPR
- ・求人情報に記載しPR
- ・優良マークを広報、商品に使用

自己診断は
こちらから

○制度のイメージ



まずはこちら（↓）にアクセスして自己診断をよろしくお願いします！

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_top.html

認定基準

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

- 1. 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの
- 2. 労働災害発生等状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの
- 3. その他優良企業として満たしていることが必要な状況 ※状況を確認するもの

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）

- 1. 安全衛生の実施体制の取組 ※取組を確認するもの
- 2. 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（評価項目）

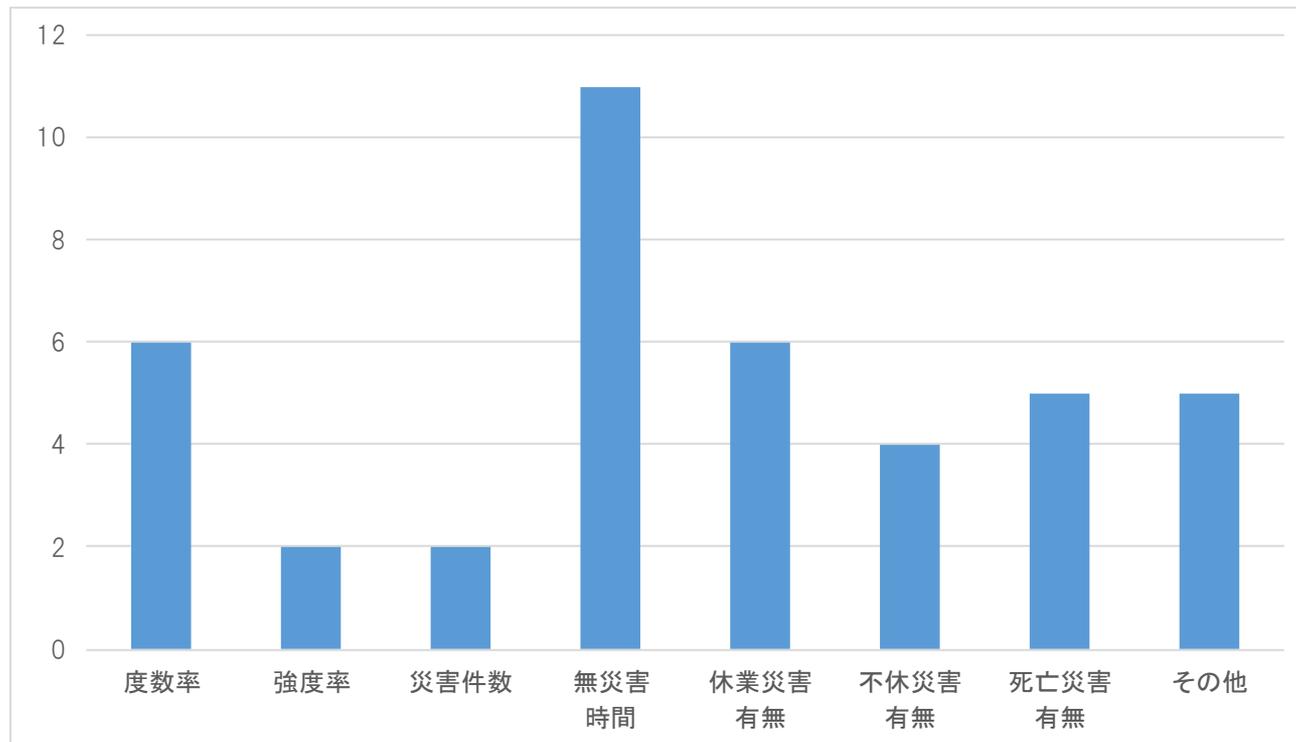
- 1. 安全衛生活動を推進するための取組状況 ※取組を評価するもの
- 2. 健康で働きやすい職場環境の整備
 - 2-1. 健康管理の取組状況
 - 2-1-1. 健康管理の取組 ※取組を評価するもの
 - 2-1-2. 健康管理の状況 ※取組を評価するもの
 - 2-2. メンタルヘルス対策の取組状況 ※取組を評価するもの
 - 2-3. 過重労働防止対策の取組状況
 - 2-3-1. 過重労働防止対策の取組 ※取組を評価するもの
 - 2-3-2. 過重労働防止対策の状況 ※実績を評価するもの
 - 2-4. 受動喫煙防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの
- 3. 安全でリスクの少ない職場環境の整備
 - 3-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組
（リスクアセスメントの実施状況等） ※取組を評価するもの
 - 3-2. 安全でリスクの少ない職場環境の整備の状況 ※実績を評価するもの

社会的評価(表彰)に関するアンケート結果の概要

1. 多くの団体で、表彰制度を有している
2. その表彰制度の基準の多くは、安全成績に重みを持たせていた

＜表彰基準＞

度数率	強度率	災害件数	無災害時間	休業災害有無	不休災害有無	死亡災害有無	その他
6	2	2	11	6	4	5	5



社会的評価(表彰)に関するアンケート結果の概要

1. 安全活動に関する基準としては、以下のものが見られた

- 地域又は業界に対して普及啓発に尽くした
- 広く参考となる活動
- 率先して実施し、顕著な成績を残したもの
- 海外活動に貢献したもの
- 行事に積極的に参画し、労災の低減に寄与したもの
- 安全面に関する考案、改善等に特に貢献があったもの

2. 表彰は主に以下の方法をとっていた

- 団体の主要会議(運営会議、理事会等)で、団体の会長から表彰状を手渡し
- 団体の安全衛生大会・総会で、団体の会長・幹部から表彰状を手渡し
- 副賞として楯などを授与するケースもある

社会的評価に関するアンケート

	団体	表彰名	目的・趣旨	表彰の区分 (例：ランク分け等)	安全成績に関する基準	安全活動に関する基準	表彰方法
0	中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会会長賞	中央労働災害防止協会の事業活動に深い理解を示し、産業安全及び労働衛生の推進向上に努め、著しい成果を収めるとともに、広く地域又は業界に対しても普及啓発に尽くし顕著な功績が認められる企業又は団体に対して中央労働災害防止協会会長賞を贈り、これを表彰している。	—	産業安全及び労働衛生の推進向上に努め、著しい成果を収めたこと。 ※過去3年間、各年の度数率、及び強度率が、それぞれ各年における同業種の全国平均値と比較して低いなど。	広く地域又は業界に対しても普及啓発に尽くし顕著な功績が認められること。	毎年10月ごろ、全国産業安全衛生大会（10,000名規模の企業の安全衛生スタッフ等）の初日の表彰式で中災防副会長が、当該表彰企業の代表者（役員）に賞状を（副賞として楯）手渡ししている。
1	日本鉄鋼連盟	鉄鋼安全表彰 (昭和35年創設)	安全意識を高揚し、労働災害の減少を図るため、他の模範と認められる優れた総合安全成績を記録した会員事業所等を表彰する。	安全成績表彰部門 (安全栄誉賞)	優秀賞を2年連続で受賞し、引き続き翌年次においても優秀賞の受賞要件を満たしていること	他の会員事業所の安全活動もしくは衛生活動に広く参考になる活動を実施しているものこと	毎年2月の運営委員会（当連盟の最高意思決定機関）終了後に開催の鉄鋼会館（東京・茅場町）の式典会場にて（受賞者：表彰事業所及び協力会社の代表者、来賓：経済産業省、厚生労働省、中央労働災害防止協会、鉄連：会長、副会長、安全衛生推進本部正副本部長、その他随行者を含め、計100名程度参加）当連盟・会長が、当該表彰事業所及び協力会社の代表者に賞状を（副賞として楯）手渡しする。
				安全成績表彰部門 (優秀賞)	優良賞の受賞要件を満たし、かつ、表彰対象年次の度数率が、事業所（親事業所および協力会社を含む以下事業所）の所属する業態の中で3位以内であり、度数率または災害件数のいずれかが、前年よりも良いかまたは同等であること		
				安全成績表彰部門 (優良賞)	表彰対象年次において死亡者が発生しておらず、かつ、度数率が、事業所の所属する業態の中で上位であり、表彰対象年次および、その直前2年間のそれぞれの度数率が、各年次とも平均（加重平均）度数率以下であること		
				無災害表彰部門 (無災害記録賞)	表彰対象年次において、業態ごとの最長無災害記録時間数を越えて新記録となる無災害継続時間数あるいは無災害記録時間数を達成していること		
		無災害表彰部門 (年間無災害賞)	表彰対象年次において休業以上の災害を発生していないこと				
		無災害表彰部門 (連続無災害賞)	表彰対象年次に休業以上の災害を発生しておらず、表彰年次を含む連続無災害年数が、5年ごとの節目の年数にあたること				
		安全衛生推進本部長表彰		安全衛生推進本部長表彰	前年の度数率が事業所の所属する業態の平均以上の成績であること		毎年8～9月開催の夏季安全衛生研修会内プログラムの表彰式典にて（参加者：会員事業所及び協力会社の安全衛生スタッフ及びライン管理者、計300名程度）当連盟・安全衛生推進本部長が、当該表彰会員会社及び事業所並びに当連盟各種WGの代表者に賞状を手渡しする。
2	日本製紙連合会	安全衛生表彰	会員会社の事業場並びに会員会社の事業場安全衛生協会の安全衛生成績が優秀であり、他の模範となる事業場並びに協力を表彰し、以って紙パルプ産業の安全衛生水準の向上と災害の絶滅に寄与することを目的とする。	事業場表彰	事業場表彰は、従業員数と事業場の無災害継続年数（損失日数ゼロ）により別表1のとおりとする。	特になし	毎年9月上旬、全国紙パルプ安全衛生大会（350名規模の企業の安全衛生スタッフ等）の初日の表彰式で日本製紙連合会労務部会長より、当該表彰企業の代表者に楯を手渡しする。
				協力的表彰	協力的表彰は、協力の組織人数と協力の無災害継続年数（損失日数ゼロ）により別表2のとおりとする。		
				特別安全大賞（特別表彰）	安全大賞受賞の後、引続き無災害を継続し、事業場及び協力を含めて総合的に成績が優秀な場合とし、次の3要件を満たすことを条件とする。 ①無災害継続が別紙3の年数であること。 ②不休災害の発生件数が表彰年より2年間に遡り10件以内であること。 ③当該事業場の協力の無災害が表彰年より1年間に遡り継続されていること。		

社会的評価に関するアンケート

	団体	表彰名	目的・趣旨	表彰の区分 (例：ランク分け等)	安全成績に関する基準	安全活動に関する基準	表彰方法
		日化協安全表彰	業界の模範になる安全管理を実施し、優れた安全成績をあげている事業所を表彰する制度である。この表彰制度は業界の保安・安全の推進をめざすものであり、会員からの該当事業所の積極的な推薦・参加によって充実していくものである。	1)日化協安全最優秀賞： 高い水準の安全成績をおさめ、かつ業界の模範になる安全管理を実施している事業所のうち最も優れた事業所を、日化協会長が安全最優秀賞として表彰する。 本賞：表彰状及び表彰楯、副賞：金一封 2)日化協安全優秀（特別）賞： 高い水準の安全成績をおさめ、かつ業界の模範になる安全管理を実施している事業所を日化協会長が安全優秀賞表彰する。 また、安全優秀賞受賞事業所のうち、顕著に長期にわたり無災害を継続していると認められる事業所については、安全特別賞として表彰するものとする。 本賞：表彰状及び表彰楯、副賞：金一封 5事業所/回・年が目安。	1)保安面における成績 イ)爆発、火災又は漏洩などによる操業停止（行政命令）または地域住民に被害をおよぼす事故が前2カ年（暦年）において無いこと。 ロ)その他重大事故の発生が前2カ年（暦年）において無いこと。 2)労働災害面における成績 イ)前5カ年（暦年）の休業災害度数率の単純平均値が0.3以下であり、かつ前2カ年（暦年）の休業度数率が0であること。 ロ)休業災害強度率 前5カ年（暦年）の休業災害強度率の単純平均値が、0.1以下であること。 ハ)死亡災害、永久労働不能（障害等級3級以上）に相当する障害を伴う災害 前5カ年（暦年）において、該当者のないこと。	1)提出されたデータを点数評価し、上位5事業所を選出する。 2)選ばれた5事業所を、安全表彰会議議長と事務局にて順番に現場を訪問し、改めて活動状況の説明を聞くと共に、現場の状況を確認する。 3)現地確認した結果を安全表彰会議に持ち帰り、最優秀賞、優秀（特別）賞を最終的に投票により決定する。	毎年5月末に日化協総会（約100名規模）で日化協の会長が、当該受賞事業所のトップ（事業所長、工場長等）に賞状を手渡しする。
3	日本化学工業協会	日化協無災害事業所確認制度	日化協は昭和52年より安全表彰制度を設け、化学業界の規範となる優れた事業所を表彰してところであるが、近年では、業界全般の安全のレベルの向上に伴い、これら受賞事業所のほかにも多くの事業所が無災害を達成している状況にある。そこで、安全表彰とは別に、このような事業所を顕彰することにより、業界の安全・保安運動の推進を図るため、平成2年より日化協無災害事業所確認制度を設けた。 この制度は、日化協の法人会員の事業所であって、所定の期間無災害を達成するという優れた安全成績を収めている事業所について、毎年各社の申告に基づき、安全表彰会議によって日化協無災害事業所として確認し、事業所名を発表するものである。	1)前年末において、所定の期間（暦年）無災害を継続していること。 2)「所定の期間」とは、事業所の従業員数で区分した次の基準とする。 区分-1 100人未満 10年以上 区分-2 100~249人 5年以上 区分-3 250~499人 3年以上 区分-4 500~999人 2年以上 区分-5 1000人 1年以上 無災害事業所確認書が送られる。	「無災害」とは次の基準とする。 イ)保安面における成績 爆発、火災又は漏洩などによる操業停止（行政命令）または地域住民に被害をおよぼす事故が無いこと。その他重大事故の発生が無いこと。 ロ)労働災害面における成績 労働災害による死傷者が無いこと。（ただし、構内関連事業者、協力事業者の休業災害に対して、法的に直接責任が認められる場合は、無災害とは認めない。）	1)申告者は、所定の申告書1通を日化協会長宛に申告する。 2)各社が申告する事業所の数は制限しない。 3)事業所の単位は、原則として、安全管理を一体的に管理しているとして、労働基準局により認められるものとし、実際に応じ包括的にとらえるのはよいが、細分化は認めない。 4)事業所とは、①製造部門を持つ事業所、②ラボ施設を持つ研究所をいう。	表彰式なし 毎年5月末に（理事会終了後）日化協執務室より、日化協・環境安全部担当者から受賞事業所に日化協会長名の無災害確認証（賞状）を送送する。
		日化協レスポンシブル・ケア賞	日化協レスポンシブル・ケア（以下RC）賞は、平成18年度から始まった表彰制度であり、日化協RC委員会会員であって、RCの活動に優れた功績あるいは貢献をした事業所、部門、グループまたは個人を表彰することにより、RC活動意欲の向上、奨励を図るものである。	1)RC大賞 RC優秀賞候補の中から、RC賞審査会議で選出する。内容によっては、選出しない年度もある。 本賞：表彰状及び表彰楯、副賞：金一封 2)RC審査員特別賞 RC賞審査会議で、RC大賞には至らなかったが非常に優れた活動と評価された場合、議長も含めた審査委員の過半数の賛成によりRC審査員特別賞を授与する。RC審査員特別賞は、RC大賞同様に選出しない年度もある。 本賞：表彰状及び表彰楯、副賞：金一封 3)RC優秀賞 原則として、最大6件（RC大賞/RC審査員特別賞含む）とする。 本賞：表彰状及び表彰楯、副賞：金一封 4)RC努力賞 上記各賞に選考されなかったRC賞の推薦水準を満たす推薦案件は、RC努力賞とする。	対象となる実績は、以下の通りとする。 1)RCの6コード（保安防災、労働安全衛生、環境保全、コミュニケーション、化学品・製品安全、物流安全）に関する活動で、顕著な生成期を残したものの。 2)企業内のRC活動の推進にあたり、率先して実施し、顕著な貢献のあったもの。 3)RCの海外活動に貢献したものの。	1)推薦のあった案件につき、日化協RC委員会会員交流WGにてRC優秀賞候補（原則として最大6件）の選考を行う。必要により、推薦者の面接、および現地調査を行う。 2)その後、RC賞審査会議において、各RC優秀賞候補によるプレゼンの後、RC各賞候補を決定する。 3)決定方法は、「RC賞の業績評価項目」（RC理念との整合性、活動の成果・改善度、等6項目）毎に採点評価を行い、総合点及び審査員全員の平均点でRC各賞候補を決定する。 4)RC委員会幹事会でも評価を受けた後、最終的には日化協理事会にて承認を受け、各賞の決定となる。	毎年5月末に日化協総会（約100名規模）で、日化協の会長より、当該受賞の代表者に賞状を手渡しする。
4	日本自動車工業会	実施なし	-	-	-	-	-

社会的評価に関するアンケート

	団体	表彰名	目的・趣旨	表彰の区分 (例：ランク分け等)	安全成績に関する基準	安全活動に関する基準	表彰方法
5	日本アルミニウム協会	安全表彰	一般社団法人日本アルミニウム協会の会員の事業場のうち、労働災害防止の上で他の模範となる優れた安全成績を達成した事業場を表彰することにより、自主的な安全活動をさらに促進しアルミニウム業界の安全水準の向上に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・優良表彰（優良賞） ・特別表彰（特別優良賞） それぞれ、事業場の規模（在籍従業員数）によって、A、B、C、Dに区分される。 <区分> A：700人以上 B：300人～700人未満 C：100人～300人未満 D：100人未満	安全成績の対象期間：毎年1月1日～12月31日 <ul style="list-style-type: none"> ・優良表彰 休業、不休業災害がゼロを達成した事業場 ・特別表彰 休業、不休業災害がゼロを達成した事業場のうち、次の事項を満たした事業場 ① 労働安全衛生規則第96条による届出事事故なし ② 協力会社の休業、不休業災害がゼロ 区分（A～D）の達成期間については A：1年、B：2年、C：3年、D：4年	なし	毎年5月に日本アルミニウム協会定時総会で日本アルミニウム協会会長が、表彰企業（事業場）の代表者（役員、事業所長、安全関係責任者など）に対して、賞状と盾を（盾は、優良賞と特別優良賞の2種類あり）手渡しする。 出席者：会長、副会長、会員企業の理事や代表者。 表彰企業の関係者。また同時に表彰される協会賞（技術関連）の受賞者や関係者、協会関係者など（約130名）
6	セメント協会	セメント安全優良事業場表彰規程 制 定 日：1963年(昭和38年)3月8日 最新改訂日：2011年(平成23年)12月7日	安全管理の面において顕著な進歩向上をとげ、他事業場の模範となる優秀な成績を挙げたセメント事業場を表彰することによって、業界の安全管理の向上を促す契機とする。 表彰の対象は、セメント協会会員会社のセメント事業場(セメント工場および粉砕工場とし鉱山部門は除く)とする。	安全優良賞	災害発生日の翌日から起算し、表彰の前年度(会計年度)に無災害であり、かつ所定の延労働時間に到達した事業場とする。 ※ここにいう災害とは次のものをいう(以下同じ)。 工場社員(従業員)および協力会社従業員の休業、永久一部労働不能ならびに死亡災害。 なお、協力会社とはセメント協会発行労働災害調査表記入要領(1992年5月改正、1992年6月度から実施)Ⅱの(2)の区分による。	なし	毎年6月頃、セメント安全衛生大会(200名規模、会員企業の各セメント工場従業員(全国で30工場)、安全衛生スタッフ、本社従業員等)の初日の表彰式で、セメント協会会長より、当該表彰事業場の代表者(工場長)へ賞状(安全大賞には副賞として盾)を手渡して授与する。
				安全優秀賞	労働者数の区分決定は、毎年4月1日現在の在籍人員をもって行う。		
				安全大賞	特別に表彰する場合は、特に優秀と思われる事業場(公的機関より表彰を受けた事業場等)について安全衛生対策委員会において、審議のうえ決定する。		
7	素形材センター (日本鍛造協会)	①無災害記録達成企業表彰 ②安全衛生事業貢献表彰	安全衛生意識の高揚		①10年間連続して無災害であったとき、無災害達成企業として表彰	①安全衛生作品募集に毎年積極的に参画し、安全意識の高揚を図り、労働災害の低減に寄与	表彰式は、11月度理事会開催日に併催している。区分毎の違いはなく、一括して表彰を行う。都市ホテルの会議場で（会社代表者、その関係者、協会役員、協会会長、組合理事長、来賓など概ね20名程度）協会会長（乃至は副会長）が会社代表者に表彰盾を直接手渡しする（会長は表彰理由を読み上げる）。
8	日本鋳業協会	実施なし	—	—	—	—	
9	日本伸銅協会	安全優良事業所表彰	日本伸銅協会の正会員で、安全成績優良で、他の模範となる事業所に対し表彰を行い、その功績を賞する。 (表彰は毎年1回、春季定時総会にて会長より表彰を行う)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間安全無災害事業所表彰 ・年間進捗事業所表彰 ・特別表彰（3年間完全無災害継続事業所等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間完全無災害事業所表彰 年間を通じて完全無災害（不休業を含む）を継続した事業所 ・年間進捗事業所表彰 前年度及びその年度に休業災害が発生せず、しかも不休業災害が前年より50%以上減少した事業所 ・特別表彰 3年間完全無災害継続事業所。以降3年毎に表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別表彰 厚生労働大臣賞受賞事業所 その他、安全面に関する考案、改善等に特に貢献があったと認められる事業所（個人は除く） 	毎年5月に春季定時社員総会にて会長より対象事業所（代表者）へ表彰盾（表彰状）を直接授与（欠席の場合に、後日別途事業所へ送付）。